

一ノ関駅周辺整備等大規模事業調査特別委員会の設置に関する発議

次のとおり、一ノ関駅周辺整備等大規模事業調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 一ノ関駅周辺整備等大規模事業調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第5条
- 3 付託事件名 ・一ノ関駅周辺整備並びに関連事業に関すること
・新工業団地整備並びに関連事業に関すること
- 4 調査期間 調査が終了するまで閉会中も継続して行うことができる
- 5 委員の定数 全議員
- 6 費用 必要の都度、委員を派遣し費用を弁償する

保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書

2006年4月1日に施行された新保険業法によって、各団体が、その組織の目的の一つとして構成員のために自主的に運営している共済制度が存続の危機に追い込まれ、その加入者たちは将来に向かっての保障を断念させられるなど、生活不安を招く事態が生じています。

保険業法改正の趣旨は、「共済」などの名前で不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行って被害を与えた、いわゆる『ニセ共済』への規制でした。しかし、新保険業法の下では、自主的に共済を運営する団体が、保険会社もしくは少額短期保険業者のいずれかを選択しなければならないとされ、金融庁が定めた少額短期保険業者の基準を満たすことができない多くの団体が共済制度を廃止せざるを得ない状況を招いています。加入者の生活と健康、命を守ってきた自主共済を保険会社などと同列に規制し、自主共済の運営の継続を断っている現状は、加入者（消費者）に被害をもたらし、法改正の趣旨や目的に反するものです。

これまでに長年にわたり健全に運営をしてきた仲間同士の助け合いの「自主共済」に「儲けの論理」はなじまないことから、これまでどおりの運営が行えるような手立てが求められます。

これまで、日本社会に深く根を下ろしてきた「仲間同士が助け合うという活動を奨励することはあっても、法律で規制したり、「利益」を追求する会社化しなければ「仲間同士の助け合い」ができないようにするなど、決してあってはならないことだと思えます。

よって、下記事項を速やかに見直し、改善されるよう要望します。

- 1 団体が構成員のために、自主的かつ健全に運営している共済制度は、直ちに保険業法の適用から除外すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年 3月18日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿

法 務 大 臣 殿

財 務 大 臣 殿

金融担当大臣 殿

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書

2006年4月から施行された障害者自立支援法により、障がい者福祉の現場はいまだに混乱が収まらない状況にある。特に、障がい者施設や居宅支援の利用に係る応益負担（定率1割）の導入は、障がい者の生活を直撃し、施設からの退所、サービス利用の制限などの形で、生活水準の低下を引き起こしている。

また、サービス事業所も、報酬単価の引き下げや日払い化によって、経営難に陥り、職員の賃下げや非常勤化、離職、閉鎖など、福祉サービスの低下や縮小が深刻化している現状である。

政府は、障害者自立支援法の特別対策として、2008年度まで利用者負担の軽減措置や事業者への激変緩和措置を行ってきたが、さらに、この2009年以降も継続し、障害児のいる世帯への軽減策などを上乘せするとしている。

これらについては、一定の評価をするものの、緊急避難的な処置に過ぎない。

そもそも、法施行から1年も経たずに、特別対策が必要となる事態に追い込まれていること、さらに2年を経たずに、特別対策の継続と上乘せが必要となる事態は、障害者自立支援法そのものの制度に無理があり、抜本的な改正が必要である。

また、2006年12月、国連総会で「障害児の権利条約」が全会一致で採択され、2007年9月、日本は同条約に署名を行っている。世界の潮流にかんがみ、真に障がい者に対する差別を撤廃し、障がい者の自立と社会参加を求める立場から、次の処置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 利用者負担は応益（定率）負担ではなく、負担できる能力に応じた応能負担を原則とすること。
- 2 指定障害福祉サービス事業者等に対する報酬を月割り制へ戻し、概ね障害者自立支援法施行以前の収入を保証すること。
- 3 障がい者が地域で人間らしく生きていけるように、社会基盤整備について立法措置を含めた拡充策を進めること。また、自治体が支給決定したサービスや地域支援事業について、財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿